

有斐閣

スモン事件と法

淡路剛久 著

淡路剛久 著

スモン事件と法

■ 著 者 紹 介

あわ じ たけ ひさ
淡 路 剛 久

昭和17年 1月生れ

昭和39年 東京大学法学部卒業

現 在 立教大学法学部教授

主 著 連帯債務の研究(弘文堂・昭50),公
害賠償の理論〔増補版〕(有斐閣・昭
53),環境権の法理と裁判(有斐閣・
昭55)



スモン事件と法

昭和56年 6月15日 初版第1刷印刷

昭和56年 6月25日 初版第1刷発行

定価1,600円

著 者 淡 路 剛 久

発 行 者 江 草 忠 允

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

東京都千代田区神田神保町2-17

電 話 東 京 (264) 1 3 1 1 (大代表)

郵便番号[101]振替口座東京 6-370 番

本郷支店[113]文京区東京大学正門前

京都支店[606]左京区田中門前町 44

印刷 秀好堂印刷・製本 稲村製本

©1981, 淡路剛久. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

3032 - 029980 - 8611

序 文

わたくしとスモンとの出会いは、九年ほど前にさかのぼる。それは、わたくしの妻の実家ときわめて親しい間柄にある島史也氏を仙台に訪ねた時のことである。島氏はかなり重篤なスモン症に罹っており、寝たきりの生活を送っておられたが、その痛々しい姿に衝撃を隠し切れなかったわれわれ見舞客に対して、同氏はかえって強く励まされたものである。その島氏の生活は、奥さんと娘さんの献身的な看護によつて支えられていた。いくら気丈な人でも、スモン禍は、介護なしの生活を許さなかったのである。島さんを支えていたその奥さんも、島さんを残して先年亡くなられてしまった。

その後、ふとしたことから、友人、知人の中に、スモン被害を受けた人を家族に持つ者があることを何度か知らされる機会があつたが、このような被害者が、全国で知られているだけでも六〇〇〇人近く、推定では一万一〇〇〇人もいるといわれているのである。

わたくしは、仙台を訪れたあの時から、法律学の研究を志す者として、この前代未聞の重大事件に対して何事かをしなければならぬと考えてきた。しかし、正直に言えばわたくしの怠け癖、言い訳的にいえば多忙さが、新しいテーマへの取組みをためらわせてきた。それにもかかわらず、あの時、キリスト者としての島氏が話された裁判に対する懐疑や、その後、手紙や電話などで話された和解やスモン判決への疑問が、わたくしにこの難事件へ取り組む視点を示唆したことは事実である。

幸い、この問題意識を形にする機会は、ジュリスト誌によって与えられた。九つのスモン判決と二つの和解（可部和解、確認書和解）を経て、スモン事件全体が和解によって解決される見通しが立った時、ジュリスト誌（七〇六号）が「スモン訴訟と和解」という特集を企画されたからである。わたくしは、この特集の時を第一回として、以後六回にわたって事件と同時進行の形をもとりつつ「スモン事件の紛争解決と法」を連載した（ジュリスト七〇六号、七二一号、七二四号、七二七号、七二七号）。そこでの基本的な問題意識は、スモン被害者の権利保護のために法はどのような役割を果たしたか、また、果たすべきであったか、ということである。法制度のみならず、当事者の行動や運動にまで踏み込んで分析するよう努めたのは、この問題意識を具体化するためにはどうしてもそうする必要があったからである。この連載の後、投薬証明のない被害者の権利保護の問題がクローズ・アップされた時、わたくしは、連載の補遺として、この問題を共同不法行為の側面から論じた（ジュリスト七三三号）。これらに、かつて論じた東京スモン判決の論評（ジュリスト六七四号）を加えて、一冊の本にまとめたのが本書である。したがって、本書は、はなはだ不十分ではあるが、スモン事件を法社会学および法解釈学の視点から総合的にアプローチした一つのケース・スタディといつてよいであろう。

スモン事件は、裁判か和解か、和解としては、可部和解か確認書和解か、といった多くのむずかしい問題を経て、現在はほとんどの被害者が和解によって解決する見通しになっている。一九八〇年末現在、原告患者五八八一人中、四三三七人が和解に至っていることがこのことを示している。しかし、問題が終わったわけではない。いま最大の問題は投薬証明のない被害者に対する賠償の問題であり、その後に

も恒久救済の問題など多くの未解決の問題が残されている。これらの問題に対して被害者の権利保護という観点から適切な解決が速やかになされるよう念じてやまない。

本書がこのような形で出版されるにあたっては、多くの方々のお世話になった。研究の動機をつくって下さった島氏にはもちろんのこと、ジュリスト連載にあたって、快く面接調査に応じられ、種々質問に答えていただいたスモン被害者、各スモン弁護士、薬害担当行政官の方々に心からお礼を申し上げたい。本来ならいちいち名前を挙げてお礼を申し上げるべきであるが、未だ進行中の事件であり、差し障りがあるかもしれないことを恐れて、ここでは省かせていただく。また、ジュリスト編集室の竹前洋氏には、終始、格別の御協力をいただいた。同氏の御協力なしには、この研究は不可能であつたであろう。同氏に心から感謝申し上げたい。

最後になったが、有斐閣編集部の稼勢政夫氏には、原稿のとりまとめをはじめとして本書の出版にあたって随分とお世話になった。また、校正については、天城敏彦氏にお世話になった。心からお礼申し上げます。

一九八一年五月二七日

自宅にて

著 者

目次

1	序論	1
2	問題の設定	3
1	スモン事件の概要(3)	
2	スモン事件の特徴(5)	
3	スモン事件の問題点と課題(11)	
3	スモン事件と裁判	13
1	スモン事件と裁判(13)	
	一 大量集団紛争と裁判(13)	
	二 スモン事件の裁判による解決(17)	
	三 新たな解決方式の必要性(19)	
2	東京スモン判決(21)	
	一 東京スモン判決の意義(21)	
	二 判決の概観と特徴(22)	
	三 因果関係(24)	
	四 責任(37)	
	五 損害賠償額(54)	
4	スモン事件と和解	60

1 判決と和解(60)

一 判決か和解かを定める要因(60) 二 大量集団紛争と和解(70)

2 スモン事件の和解による解決(74)

一 和解に至る経過(74) 二 可部和解(78) 三 確認書和解(91)

3 投薬証明書のないスモン患者への賠償問題(96)

一 投薬証明書のないスモン患者とは(96) 二 裁判所の態度と製薬会社の対応(98)

三 民法七一九条一項後段の共同不法行為(加害者不明の共同不法行為)(105) 四 プラ
ンドが特定できない薬害ケースと共同不法行為(112)

5 スモン事件の三当事者.....123

1 被害者(123)

一 被害者団体の組織化と訴訟の提起(123) 二 被害者団体の多元化(130) 三 被害
者の要求——公共的要求と恒久的要求(133) 四 被害者団体の運動(141)

2 製薬会社(143)

一 製薬三社の訴訟への対応(143) 二 製薬三社と和解(146) 三 製薬三社の今日的
問題(155)

3 国(156)

- 一 国と和解(156)
- 二 国の薬害防止措置(158)
- 三 国の恒久的被害救済措置(160)

6 大量集団紛争の解決のあり方……………163

1 被害者の権利保護要件と権利の実現過程(163)

2 被害者の権利保護と実体法の機能(164)

- 一 製薬会社の責任と民法七〇九条の適用(164)
- 二 予見可能性説に基づく過失論の機能(170)
- 三 損害論の機能と課題(176)

3 被害者の権利実現過程(179)

- 一 被害者の権利実現過程の問題点(179)
- 二 紛争の発生(182)
- 三 大量集団訴訟の解決(188)
- 四 法律専門家の役割(198)
- 五 裁判と行政(203)
- 六 運動の役割(205)

1 序 論

ここ十数年の間に、われわれは大量の被害者を原告とする大訴訟事件に次々と直面した。たとえば、新潟水俣病訴訟にはじまる四大公害訴訟、大阪国際空港公害訴訟、カネミ油症事件、サリドマイド訴訟、そうして本書かとり上げるスモン訴訟。これらが新潟水俣病訴訟の提起された一九六七年（もつとも、訴の提起はサリドマイド訴訟が最も早く、一九六三年であった）以来、わずか一二年の間に、次々とわれわれの眼前に展開されたのである。このような短期間に、世間の注目を浴びる大量被害事件が次から次へとあらわれる国は、先進国の中ではわが国を除いて他に例を見ないであろう。その意味では、わが国はつくづく人の命が粗末にされる国であると思う。

ところで、これらの大量被害事件のうちで、最も悲惨で、かつ規模の大きいものの一つがスモン事件である。全国で一万一千人余りの被害者がいるといわれるが、これらの被害者は、長期間、何の救済も受けられぬまま放置され、全面解決の見通しがついたのは、つい最近のことであった。この間の被害者の苦痛は察するに余りある。

本書は、このスモン事件にとって法が何であったか、あるいは何であらねばならないか、を若干広い視点から検討することを目的としている。すなわち、スモン事件において、法が被害者の権利保護にとってどのような役立ってきたか、あるいはこなかったか、さらに、法がこの種の事件を解決する有効な

道具となりうるためにはどうあらねばならないか、をやや広い視点から考えてみたい。東京地裁でかつてこの訴訟を担当した可部裁判長は、「訴訟が国民の生活にどのように役立ち得るのか、真正面から問われているのがまさにこの裁判」と述べられたが、この表現を借りるならば、「法が被害者の権利保護にどのように役立ち得るのか、真正面から問われているのがまさにこの事件」といってもよいであろう。本書が明らかにしたいと思っているのは、まさにこの点である。

以下、叙述の順序は次のとおりである。まず、2において、スモン事件の概要と特徴を述べることによって問題点を明らかにし、次に、3および4において、本事件の解決の方法となった訴訟および和解についてそれぞれ検討する。さらに、5では被害者、加害企業、行政の三当事者の行動を分析し、最後に、6において、あるべき解決方法について検討する。

(1) 一九七六年九月九日の口頭弁論。毎日新聞一九七八年八月三日付夕刊より。

2 問題の設定

1 スモン事件の概要

(1) わが国において、スモン病が散発しはじめたのは、一九五五年頃である。その後、全国各地で同病の発症数は漸次増加の一途をたどり、一九六五年以降、各地で集団的多発を見、一九六九年にはそのピークに達した。スモン被害者の症状は、はじめ下痢、腹痛などの腹部症状があり、続いて急性または亜急性の知覚障害（下肢麻痺など）がひき起こされ、特異な激しい異常知覚、激痛がある。その臨床的特徴は、「下肢筋力低下等による歩行障害や視神経萎縮による視力障害に加えて、四六時中続くしびれや激痛などの知覚障害が見られることで、スモン患者は時としてこの三重苦の悲惨な様相を呈する」（東京スモン判決より）というものであった。

厚生省は、同病の原因究明のため、一九六四年科学研究班（いわゆる前川班）を発足させ、ウイルス学的研究を行なったが、見るべき成果が得られないまま一九六七年に解散。同じく厚生省は一九六九年特別研究班を発足させ、同年これを「スモン調査研究協議会」（「スモン協」として発展的に解消させ、以後「スモン協」により多方面にわたって調査研究が続けられた。一九七〇年スモンの病因は当時整腸剤として使われていたキノホルムであるとの説が発表され、厚生省はこれに基づきキノホルム剤の販売・使

用中止の措置をとった。

この後、スモン病の発生は劇的に減少し、若干の患者発生を見た後、数年後に終息した。しかし、被害者の総数は、現在一万一千人余りと推定されている。

(2) 被害者は、一九六九年「全国スモンの会」を結成し、一九七一年にはじめて東京地裁に訴えを提起した。しかし、裁判のあり方や会の運営をめぐる全国スモンの会は分裂し、一九七二年「全国スモンの会の姿勢を正す会」が前者とは別に結成され、いわゆる第一グループの原告団とは別に第二グループの原告団が、東京地裁に訴えを起こしている被害者の間で組織された。しかし、これらの組織に含まれない多数の被害者がなおおり、これらの者は第三グループの原告団として訴えを起こしていった。この間、訴訟も東京地裁から全国に拡がるが、この全国の被害者原告が全国組織をつくり、「スモンの会全国連絡協議会」(「ス全協」)が結成される。

(3) しかし、その後、事態は問題の解決に向けて複雑な経過をたどった。当時、東京地裁には、全国で約四五〇〇人にのぼるといわれるスモン訴訟原告の約半数近くが集中していたが、担当の民事三四部裁判長可部裁判官は、一九七七年一月一七日および四月一八日、それぞれ第一次および第二次の和解案(二次は一次の留保部分を定めたもので、一次の修正ではない)を「所見」とともに発表して、当事者に和解をすすめた。⁽¹⁾これに対して第一グループの原告団と第二グループ原告団の一部とはこれを受け入れることを決め、東京地裁以外でも、岡山、高知、大阪などの各地裁において、可部方式に従って和解がなされた(ただし、被告三社のうち田辺は拒否)。しかし、第二グループ原告団の残り⁽²⁾と第三グループの原告団

はあくまで判決を求め、また、地方でも判決を求める被害者が多数いて、次から次へと裁判所の判断が示されていった。すなわち、金沢、東京、福岡、広島、札幌、京都、静岡、大阪、前橋の九つの地方裁判所で判決が言い渡され、原告が勝訴したのである（一九七九年八月末まで）。

このような状況の中で、一方「ス全協」は和解の条件を明らかにし、他方、それまで因果関係と責任を前提にした和解を拒否していた被告田辺が交渉のテーブルにつくことを明らかにして全面解決への道が開けた。そうして、一九七九年九月一日、一方、「ス全協」とこれに加入する各地のスモンの会ならびに各地スモン弁護団、他方、厚生大臣、日本チバガイギー株式会社、武田薬品工業株式会社および田辺製薬株式会社との間で、和解によって訴訟を終わらせる基本方針について合意に達し、確認書がとりかわされた。

これにより、スモン問題は全面解決へと踏み出すことになったのである。

（１）「（第一次）和解案提示についての所見および和解案」判例時報八三八号二九頁、「（第二次）和解案提示についての所見および和解案」判例時報八四六号四八頁。

2 スモン事件の特徴

（１）以上から、スモン事件の特徴を次のように指摘することができる。すなわち、まず第一は、被害発生の特徴にかかわるが、同一の原因によって大量の被害者が発生し、それらの者が集団的に損害の賠償を求め、さらに、やや一般化・抽象化された形ではあるが、被害の再発防止を求めることによって生

じた大量集団紛争だということである。

現代社会は、同種または同一の原因によって、しばしば大量の被害者を生み出している。労働災害、交通事故、公害、食品・薬品事故などがその例である。これらの大量被害は多かれ少なかれ被害の救済と被害の防止をめぐる大量の紛争となつてあらわれるが、そのあらわれ方には二通りある。その一つは、個別的で小規模の多数の紛争としてあらわれる場合である（個別紛争型）。例外はあるが、労働災害や交通事故などはおおむねこのような形であらわれるであろう（ただし、労働災害はしばしば労働者組織ないし労働組合を通すことによつて集団紛争となる）。もう一つは、集団的で大規模の紛争としてあらわれる場合である（集団紛争型）。同一の原因によつて大量の被害が生み出されることの多い公害や食品・薬品事故などは、しばしばこのような集団紛争となる。スモン事件もまた、この意味で集団紛争としてあらわれた。

ところで、個別紛争であつても、集団紛争であつても、それが大量に発生している限り、社会に対してはその解決を求める大きな圧力となるが、とりわけ集団紛争の場合には、組織化された被害者の運動が決定的に重要な要素となる。スモン事件においても、被害者の運動が問題の解決にあたつてきわめて重要な役割を果たしたことは、後に見るとおりである。

さらに、もう一つ注意すべきことは、大量被害を前提とする大量紛争においては、その解決につき被害者間の衡平が重要な問題となる、ということである。通常の民事紛争の場合には、それぞれの事件の個性・特殊性のゆえに、この点は、實際上、あまりきわ立つた問題にならない。しかし、同種または

同一の原因にもとづく大量紛争においては、同じような状況にある被害者が多数存在しているために、それぞれの被害者に対する救済はただちに他の被害者のそれとの比較の対象となる。とりわけこの点が劇的にあらわれるのは、集団紛争の場合である。同じ大量紛争であっても、交通事故のような個別紛争の場合には、加害者が異なり、また事故の形態も異なるから、被害者間の衡平の問題をそれぞれのケースの個別性の背後に隠すことはそう困難ではない。しかし集団紛争となると、そのようなすべもない。すべてが表面化してしまうのである。こうして裁判所ないし裁判官による救済内容の違いは、法の普遍性・客観性を揺るがすことになる。スモン事件を見る場合には、以上の点を踏まえておく必要がある。(2) 第二は、紛争解決の方法に関するが、本事件は裁判の場を中心としつつ、判決と和解とが複雑にからみ合いながら問題の解決に向かった、ということである。

従来、わが国の紛争解決方式においては、和解がきわめてひんばんに用いられ、それは法の適用を回避させ、紛争を権利義務の問題とすることを避ける手段として使われてきた。その場合の和解の機能は当事者間の非公式的な社会秩序を維持することにあつた(それが「和」の關係を保つということの意味である)が、その結果弱者の権利保護が奪われ、あるいは値切られたことはいうまでもない。以上の点は、わが国の伝統的紛争解決方式に関する川島博士の研究などによって明らかにされたこと⁽¹⁾とおりである。

しかし、このような状況は、最近大きく変わりつつあるように見うけられる。⁽²⁾ わたくしは、かつて、公害紛争(住民運動)に関する実証的研究を行なうにあたって次のような四つの視点を設定した。⁽³⁾ すなわち、①被害者集団の組織化——「既成集団」型と「目的集団」型、②運動の目標——「補償」型と「防

止」型、③運動の目標の正当化——「非法」型（およそ法的基準を引照しないもの）、「依法」型（何らかの法的基準に依拠するもので、「合法」型と呼んでもよい）、「超法」型（既存の法的基準の枠から出発してその枠を打ち破ろうとするもので、「法創造」型と呼んでもよい）、④目標達成の手段——「直接交渉」型、「行政指向」型、「司法指向」型、「立法指向」型である。そして、それぞれの型についての実例と若干の特徴を指摘し、歴史的には、「既成集団」型Ⅱ「補償」型Ⅱ「非法」型Ⅱ「直接交渉」型（陳情型）ないし「行政指向」型の運動から、「目的集団」型Ⅱ「防止」型Ⅱ「超法」型Ⅱ「直接交渉」型（権利追求型）運動への発展の図式が考えられる（もちろん、現実には種々変容を受けているが）とし、「超法」型Ⅱ「直接交渉」型の運動は「依法」型Ⅱ「司法指向」型の運動へと還元する傾向を有している、とした。そうして、それらの型を組み合わせた現実の紛争解決の方式として、①当事者間の任意的解決・その一——直接陳情型——、②非公式的行政的解決、③公式的行政的解決、④司法的解決、⑤当事者間の任意的解決・その二——直接権利追求型——をあげ、それぞれについて、ケース研究を踏まえて分析検討を行なった。

ここでとりわけ想起して頂きたいのは、右の⑤のタイプである。前記の論文において、わたくしはこう指摘した。すなわち、「以上に述べた直接権利追求型の運動、とりわけ『超法』型の運動が今後どういう方向にいくかは、いまのところ明らかでない。一つの可能性は『依法』型の運動となって、司法的解決に向うことである。しかし、もう一つの可能性がある。すなわち、もし、この種の運動が絶えず一般世論に問いかける正当性と力強さを持ちつづけるならば、法の枠そのものをつき破り、新たな法を創造する原動力となりうるのである」。